資料－３

流域治水プロジェクト特定都市河川指定ロードマップについて

令和８年３月１８日
第９回　高瀬川流域治水協議会　及び
第１２回　高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会

高瀬川流域治水プロジェクト【位置図】

～海面上昇等の気候変動に対応した治水対策の推進～

R6.3更新（2.0策定）

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、以下の取り組みを一層推進していくものとし、更に国管理区間においては、気候変動（２℃上昇時）下でも目標とする治水安全度を維持するため、降雨量増加（雨量1.1倍）を考慮した戦後最大洪水である昭和33年９月洪水が流下する場合においても、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。

○ 気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化という新たな課題や、流域の土地利用の変遷に伴う保水・遊水地域の減少等を踏まえ、将来に渡って安全な流域を実現するため、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」）の適用を行い、観光資源や地域産業（全国一の漁獲量を誇るワカサギやシラウオなどの内水面漁業関連施設等）を支える安全安心なまちづくり、水田貯留（田んぼダムの取組拡大）などあらゆる関係者が協働して更なる治水対策を推進する。

● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・洪水氾濫対策
（放水路整備、河口部維持浚渫、高水敷掘削、堤防整備、河道掘削、橋梁架替、頭首工、揚水機場の改修、インフラDX（施策）における河川管理の高度化・効率化（3次元点群データの活用等）利水ダムにおける事前放流の実施　等）

・内水氾濫対策
（排水機場等による浸水対策の強化、排水機場の遠隔化、下水道施設における浸水対策、自治体庁舎等に貯留施設の設置　等）

・流域の雨水貯留機能の向上
（砂防事業による土砂災害対策、森林整備・治山対策、水田貯留（田んぼダムの取組拡大）、ため池等の活用　等）

● 被害対象を減少させるための対策

・まちづくりでの活用を視野にした水災害リスク情報の充実
（立地適正化計画による水災害軽減対策の推進　等）
（立地適正化計画策定のため、水害リスクの把握及び検討）

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・土地の水災害リスク情報の充実
（災害リスクの現地表示、水害リスク空白域の解消、水害伝承の取組促進　等）

・避難体制等の強化
（タイムラインの運用改善、住民への防災教育や防災知識の普及促進、要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進、「水害リスクライン・洪水キキクル」普及・利活用促進、ワンコイン浸水センサの検討・設置、自主防災組織の取組み拡大　等）

・関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化
（広域避難体制と応急的な避難場所の構築、広域避難体制と広域防災拠点としての体制整備、防災力向上のための人材育成、平時における気象解説等の充実、消防・防災拠点の活用、水防資機材の拡充　等）

●特定都市河川指定ロードマップ

代表河川	指定河川数	実施主体	工程 R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	備考
高瀬川	1河川	国、青森県 関係7市町村					指定	計画検討	計画策定	浸水被害対策の実施			

※青森県区間における特定都市河川については調整中。

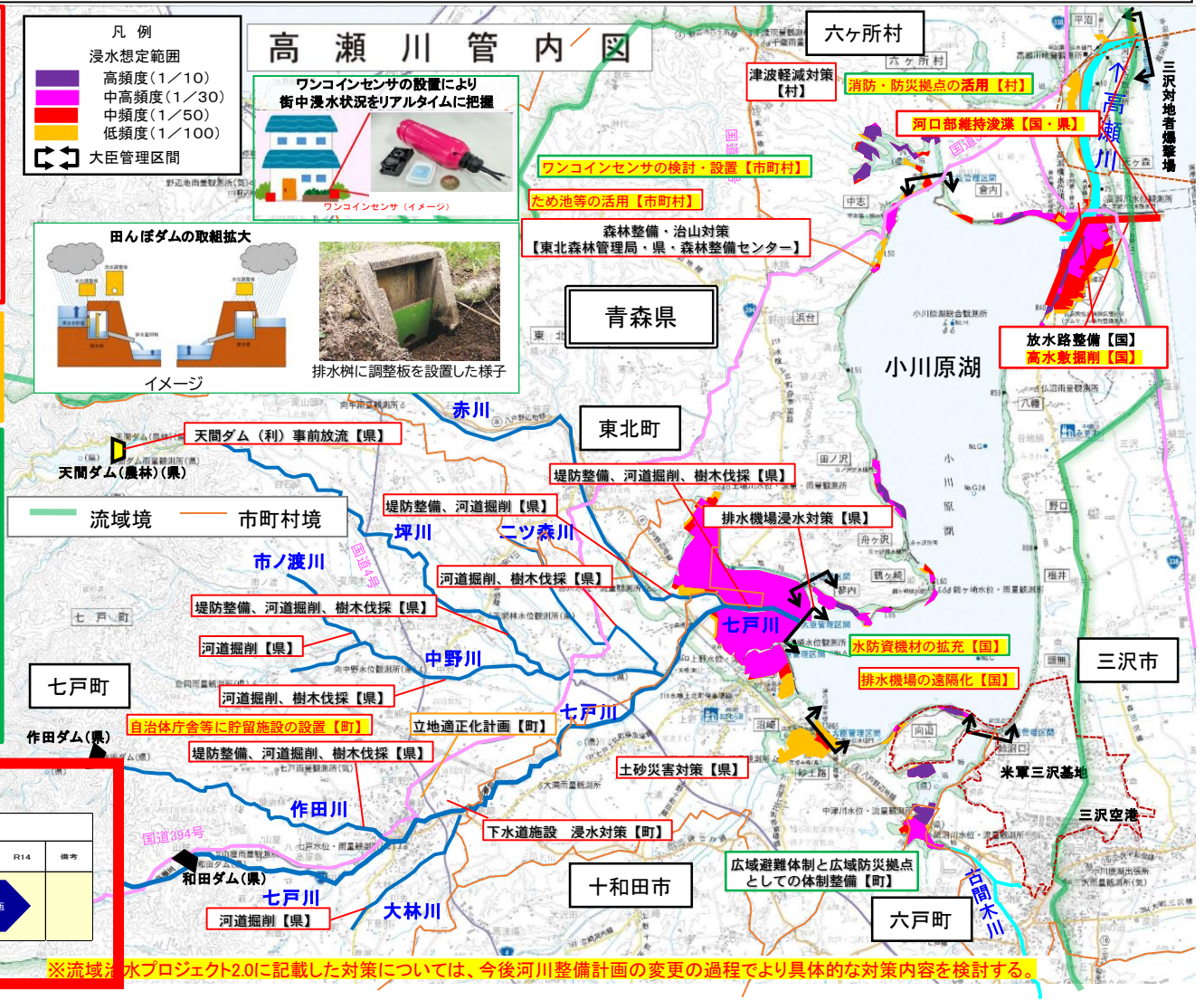

●特定都市河川指定ロードマップ

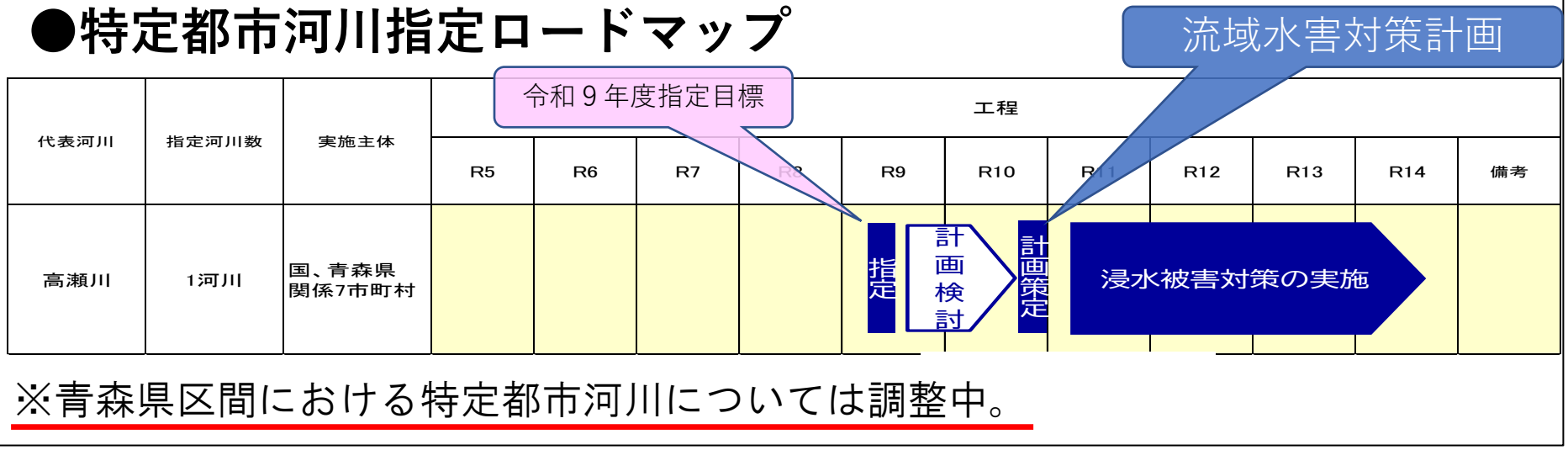

※青森県区間における特定都市河川については調整中。

・流域プロジェクト2.0公表時点で、今後５ヶ年で特定都市河川の指定を目指すため、指定目標を令和９年とし、ロードマップを公表した。

・全国の一級河川において、気候変動を考慮した河川整備基本方針、河川整備計画の変更作業を進めている中、高瀬川においても基本方針変更に向け、現在作業中。（次ページ参照）

・基本方針、整備計画変更後の治水対策を踏まえた「流域水害対策計画」の作成が必要となる。
（特定都市河川浸水被害対策法　第4条）

・以上より、現在の流域治水プロジェクトに記載している「ロードマップ」については、一度取りやめとする。
（高瀬川河川事務所Webサイトで公表している流域治水プロジェクトから、「ロードマップ（工程表）」の部分を消去）

・河川整備基本方針、河川整備計画変更後、現在のロードマップで「調整中」としている青森県管理区間(七戸川、坪川、赤川、作田川)を盛り込んだロードマップに変更。

河川整備基本方針・河川整備計画

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

定める事項（河川法施行令第１０条の２）

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川法第１６条

河川整備基本方針の案の作成

→ 意見聴取 →

（一級河川の場合）社会資本整備審議会

（二級河川の場合）都道府県河川審議会

都道府県河川審議会がある場合

河川整備基本方針の決定・公表

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って定める中期的な具体的な整備の内容

（計画対象期間：20～30年程度）

定める事項（河川法施行令第１０条の３）

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川法第１６条の２

河川整備計画の案の作成

→ 意見聴取 → 学識経験を有する者

→ 意見を反映させるために必要な措置 → 関係住民

→ 意見聴取 →

（一級河川の場合）関係都道府県知事

（二級河川の場合）関係市町村長

河川整備計画の決定・公表

河川工事、河川の維持

国土交通省　水管理・国土保全局webサイトから

気候変動を踏まえた計画へ見直し

○治水計画を、過去の降雨実績に基づく計画」から
「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し

これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、
これまで、**過去の降雨、潮位などに基づいて**作成してきた。

しかし、
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ（パリ協定が目標としているもの）

気候変動シナリオ	降雨量（河川整備の基本とする洪水規模(1/100等）
2℃上昇相当	約1．1倍

降雨量が約1．1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1．2倍	約2倍

※ 流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の河川整備の基本とする洪水規模（1/100～1/200）の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値

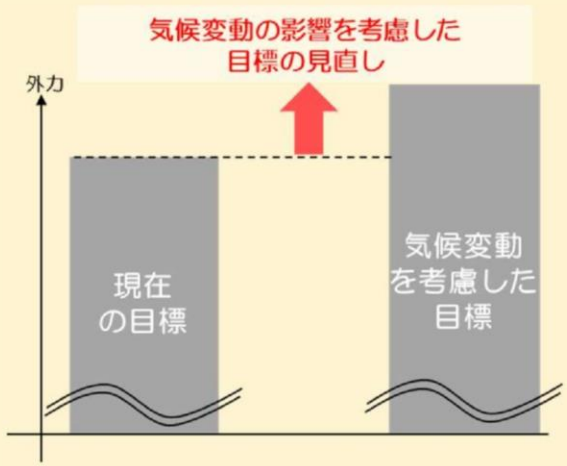

国土交通省　水管理・国土保全局webサイトから